

家庭のごみと資源物の分け方・出し方

令和2年度
号外版

1 指定ごみ袋の価格が改正されます

令和2年4月1日から指定ごみ袋の価格が下記のとおり改正されます。

種類（10枚入り1袋）	改正前	改正後
可燃ごみ袋（大） 不燃ごみ袋（大）	500円	550円
可燃ごみ袋（小） 不燃ごみ袋（小）	350円	370円



なお、指定資源袋（プラスチック製容器包装・ペットボトル）については価格の改正はございません。

また、すでにお買い求めいただいている価格改正前の指定ごみ袋は、4月1日以降も引き続き使用できます。

2 粗大ごみの処理手数料が改正されます

令和2年4月1日収集分から粗大ごみの処理手数料が現行の300円～900円の3区分から、300円～1,500円の5区分に改正されます。改正により、手数料が変更される主な品目は下記のとおりです。

なお、詳細については置賜広域行政事務組合のホームページ（<https://www.okikou.or.jp/syuu-syuusodai/kaisei/>）でご確認いただくか、千代田クリーンセンター（0238-57-4004）へ直接お問い合わせください。

品目	改正前	改正後
カーペット及びじゅうたん（6畳未満）、 ガスレンジ、水槽（1m未満）、畳（1枚）、 布団（掛け敷き）	300円	600円
物干し台（コンクリート台付）	300円	900円
ベッド枠（ダブル）、水槽（1m以上）、 カーペット及びじゅうたん（6畳以上）、 オルガン、電子オルガン	600円	900円
ホームタンク（300L未満）	600円	1,200円
2・3人用ソファ（スプリングを外したもの）、 物置（1坪未満）	900円	1,200円
机（両袖のもの）、電気温水器、ピアノ、 ホームタンク（300L以上）	900円	1,500円

改正に伴い、これまで不燃性ごみとして分別していたFFストーブ、石油ストーブ、石油ファンヒーター、除湿器については、指定ごみ袋に入るものでも粗大ごみとして処理をお願いいたします。

粗大ごみを出す場合は粗大ごみ回収センターに電話で申し込みをお願いします。
市役所での受付は行っておりませんのでご注意ください。



粗大ごみ回収センター

電話番号：0238-22-5235

受付時間：午前9時から午後4時まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

3 カセットボンベなどの出し方を再確認しましょう

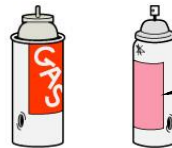
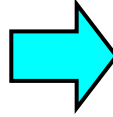
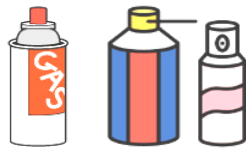
カセットボンベ、スプレー缶やライターなどに残った可燃性ガスが原因と思われるごみ収集車の火災事故が毎年発生しています。昨年のごみ処理施設である千代田クリーンセンターでも火災が発生しました。火災事故は、ごみ収集車やごみ処理施設に被害を及ぼし、置賜全体のごみ収集に影響が出るだけでなく、作業員の命に関わるような大規模な事故になる可能性があります。



使い終わったカセットボンベやスプレー缶などを出すときは、以下のことを必ず守ってください。

◆ カセットボンベやスプレー缶などの出し方 ◆

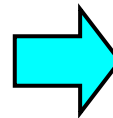
- 【手順①】 使いきった後、中身が空になったことを確認しましょう。
↓ (中身が入っている状態で穴を開けると中身が飛び出し、事故や怪我につながるおそれがあります。)
- 【手順②】 火気のない風通しのよい屋外などで風上に立ち、缶に穴を開けましょう。
↓ (穴を開ける器具は、ホームセンターなどで取り扱っています。)
- 【手順③】 ガス抜きをして、【**不燃性ごみ**】として出しましょう。



穴を開けて
出しましょう。

◆ ライターの出し方 ◆

- 【手順①】 使いきった後、中身が空になったことを確認しましょう。
↓ (中身が入っている状態で上部を外すと中身が飛び出し、事故や怪我につながるおそれがあります。)
- 【手順②】 火気のない風通しのよい場所で風上に立ち、ペンチでライター上部を外しましょう。
↓
- 【手順③】 ガス抜きをして、【**不燃性ごみ**】として出しましょう。



4 家電リサイクル法に定められている家電の処理は家電リサイクル券が必要です

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に定められている家電（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）の処理には家電リサイクル券が必要となります。家電リサイクル券は郵便局でリサイクル料金を支払うことで発券されます（家電を購入した小売店へ処理を依頼する場合は小売店にリサイクル料金を支払います）。リサイクル料金は処分する品目、メーカー、サイズ等により異なりますので、事前に確認のうえ手続きをお願いいたします。

なお、家電リサイクル法に定められている家電は千代田クリーンセンターでは処理できませんので、上記手続きの後、家電リサイクル券とともに指定取引場所である(株)原幸商店（大字花沢 3448-1）へ搬入をお願いいたします。

